

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

札幌市、小樽市

2 構造改革特別区域の名称

ビジネス人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

札幌市及び小樽市の全域

4 構造改革特別区域の特性

1) 札幌市及び小樽市は、明治2年(1869年)に開拓使が置かれ、また、大正11年(1922年)には共に市制が施行され、以後、北海道開拓の拠点として発展してきた。

札幌市には、開拓の本府が置かれるとともに、開拓顧問に外国人を据え、さらに、測量・土木、農業の分野にも外国人技師を雇入れて、先進国の農業工業の知識や経験、専門技術の導入や機械など近代的なものを受け入れて、開拓の革新を図った。また、大正初期には、食料品工場が相次いで設立されて近代的産業が発展し、同時期に起きた第1次世界大戦による農産品を中心とする海外輸出が急増し、好景気に包まれた。一方、小樽市は、小樽港が明治22年に特別輸出港、明治39年に国際貿易港に指定され、日露戦争後は南樺太の消費物資の供給地となり大いに繁栄した。そのため、多くの回漕店、問屋、銀行などが軒を並べ、特に、通称「北のウォール街」と呼ばれた銀行街は、明治中期から大正後期にかけて中央の金融機関が進出し、北海道金融界の中心地として重要な役割を果たした。

2) 両市とも、国際交流には積極的に取り組んでおり、札幌市は、ポートランド市(アメリカ)、ミュンヘン市(ドイツ)、瀋陽市(中国)、ノボシビルスク市(ロシア)の4市、小樽市はナホトカ市(ロシア)、ダニーデン市(ニュージーランド)の2市とそれ

ぞれ姉妹都市や友好都市の提携をしている。

また、貿易面では、著しい経済成長が続いている中国や東南アジア諸国、石油・天然ガス開発プロジェクトがすすめられているサハリン州（ロシア）は、将来的にも経済発展の高いポテンシャルを有する地域である。これら地域に隣接する北海道、さらに港湾を有する小樽市にとっては、新たなビジネスチャンスを獲得できる可能性があるといえる。

大連、青島、上海（いずれも中国）と小樽市を結ぶ定期コンテナ航路やホルムスク（ロシア・サハリン州）を結ぶ定期貨客船航路を利用し、商機を伺う企業がある一方で、特にサハリン特需などへの参入機会を見い出せないでいる企業が多い現実も無視はできない。

札幌市は、海外11都市に通商アドバイザーを配置し、現地からのアドバイザーレポートを寄せてもらうほか、平成15年は、3月にソウルで札幌製品の販路拡大などを目的として、「ソウル・物産と観光フェア」を開催し、11月には初めての海外駐在員事務所を北京に開設し、中小企業の中国市場への参入促進などが期待されている。

- 3) 札幌市や小樽市は、それぞれフィルムコミッションを立ち上げ、映画やテレビなどの撮影に積極的に協力しているほか、小樽市でロケが行われた映画が韓国で反響を呼んでいることや、東アジア諸国の高い経済成長を背景に、両市を訪れる外国人観光客も大きく伸びている。

また、より多くの外国人観光客の誘致を図るため、市公式ホームページや観光案内板の外国語表記、外国人向けのパンフレット、ビデオ・DVD、ポスターの充実に努めている。

- 4) こうした中、札幌市では、新しい時代を先導する産業の創出・育成に努めており、産学官共同研究開発に対する補助や地場製品の開発・製造に対する表彰を行っているほか、IT企業が集積する「サッポロバレー」の形成により、スピノフによる連鎖的ベンチャー企業の創出とともに、コールセンター事業の一大拠点として高い注目を集めている。

小樽市では、昭和61年から毎年小樽商工会議所とともに「経営戦略セミナー」を開催し、経営者の意識改革や人材育成を図るとともに、地場産業の振興と新しい産業の創出を図るため、これまで「小樽市地場産業振興会議」（平成11年）や「地域経済活性化会議」（平成15年）を設置し、特に「小樽市地場産業振興会議」では、地場で産出されるゼオライトの使用による新産業創出や、国際観光型産業クラスターの発足による産業振興に取り組んでいる。

- 5) 小樽市にある国立大学法人小樽商科大学では、大学の有する人的・物的資源を活用

して自治体との共同による地域活性化のための地域貢献事業の取組や産学連携活動を展開している。

平成15年11月には、小樽商科大学・北海道地域連携協議会が設立され、地域社会の活性化と地域課題の解決のために同大学と北海道の自治体とが一体となって地域連携事業に取り組むことになった。

特に、「小樽市地場産業振興会議」や「地域経済活性化会議」に参画し、産学官の連携により新規事業創出のための支援を行う「小樽まち育て情報センター」の開設、観光クラスター研究会「小樽ゆらぎの里」の設立、さらにはCS（顧客満足度）調査事業などを実現した。

また、同大学に併設されているビジネス創造センター（以下「CBC」という。）は同大学における学術の成果を広く社会に還元し、産学官の連携を強め地域経済の活性化及び新産業の創出に向けた実学実践の場として設立されており、大学発ベンチャー企業の創出支援策を行っている。

さらに、同大学大学院では、高度な専門的教育を求める社会人のため「課題解決型総合指導制」を取り入れ、企業活動や経済活動の具体的実践的課題を、経済学や法学といった既存の学問分野からだけではなく、学問分野を横断する総合的な視野から具体的解決を図る研究を推進し、そうした能力を身につけた人材の教育を行ってきた。そのため、同大学では社会のニーズ、とりわけ北海道経済のニーズを敏感に察知するアンテナとして、また研究成果を社会に還元する場として平成9年に札幌サテライトを開設した。

札幌サテライトは、これまでにCBCに登録している研究会の研究活動拠点として機能し、また各種研究成果の発信拠点として果たしてきた役割は非常に大きく、今後ますます重要なものとなる。

小樽商科大学には、国際交流センターが併設され、広く諸外国から留学生を受け入れており、平成16年5月1日現在で、13カ国79名が学んでいる。また、言語センターでは小規模単科大学には珍しい7カ国語を教授し、積極的に同大学の国際化に取り組んでいる。

5 構造改革特別区域の意義

札幌市や小樽市が活性化するための重要課題は、社会経済情勢や環境の変化にも対応し得る企業における経営基盤の強化や新産業の創出であり、そのためには人材育成や組織強化を図らなければならない。

今後、都市が持続的に活力を維持していくためには、既存産業のイノベーション、

新産業の創出、導入、さらには国際化を進めていくことなどが必要であり、また、このことが両市の課題の一つにもなっており、小樽商科大学にはその先導的な役割が期待されているところである。

平成16年4月より、同大学には、これまでの国際交流センターやCBCに加えて、新たにビジネススクール（専門職大学院）が開設され、月曜日から金曜日までは札幌サテライトで、土曜日は小樽キャンパスで授業を行っており、これからの複雑高度化した社会では、ビジネスに対する旺盛な意欲と理論に裏打ちされた人材が求められるが、同大学院は北海道の産業構造の転換を担うビジネスリーダーを育成することによって、地域の活性化に貢献することをその基本理念としている。

同大学院では、新規事業開発や事業革新、あるいは組織改革を目指す一定のビジネス経験を有する社会人らが起業家精神（アントレプレナーシップ）を磨き、実践的な応用能力を身につけることになっており、世界に17校の提携姉妹校を有する同大学の実績から多くの留学生の受入れも検討している。

「夜間大学院留学生受入れ事業」の特例措置を適用し、同大学院において海外留学生の受入れ体制が整備されることによって、諸外国から起業を志す人材、多様な知識や経験を有する人材などを幅広く受け入れることが可能となり、新規事業開発や事業革新の担い手を輩出していくことが期待できるものである。

6 構造改革特別区域の目標

両市のうち、小樽市には、食品、金属、木材、ゴムなどの分野において、これまでに蓄積された高い技術力を有する中小の企業が多く存在している。しかしながら、今「モノ」づくりは急激な社会の変革に直面し、困難さを増してきている。これは技術シーズや顧客ニーズをビジネスプラン化する能力や経営管理に関する知識が不足していることにも起因していると考えられる。

こうした中、建学以来「商業実践」、「企業実践」といった実践教育を重視し、優れた教養と識見、国際的視野を備えて人材の育成を教育理念としてきた小樽商科大学では、本年4月にビジネススクール（アントレプレナーシップ専攻）を開設し、企業内において新規事業開発を担う人材、ベンチャーを起業し、成長発展戦略を立案・実行できる人材、企業や自治体において組織改革を実施できる人材の養成を目指している。

両市は、これまでも各市の施策として地場産業の振興や新産業の創出に向けて、各種会議における検討や補助・表彰などの制度により、取り組んできたところであるが、ビジネススクールの開設によって、これまでも開設されていたC B Cと相俟って創業環境が一層整備・拡充されるとともに、ビジネスに対する実践的、応用的な能力を身につけた人材の育成が期待されるもので、両市としても同大学との連携強化やこうした人材の活用によって、地域特性を活かしたり、社会変化や国際化に対応しうる産業のイノベーションや新産業の創出が図られるものと期待している。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

両市の地域産業にとっては、社会経済情勢や環境の変化や、グローバル化への対応、特にアジアやロシアなどの近隣、対岸諸国を視野に入れた対応が急務となっており、また付加価値の高いサービスや製品の継続的な創出が地域経済活性化の鍵となっている。

そのためには、人材の育成が必要との観点から、札幌市では、産業振興施設の建設など新たな産業を創出する機会づくりを進め、様々な産業分野での創業を支援する一方、公的機関による研修やセミナー、経営に係る様々な情報提供、専門家によるアドバイス等の支援策を拡充し、人材育成制度や情報提供機能の充実を進めている。また、小樽市では、これまで経営者の意識改革などを目的として開催してきた「経営戦略セミナー」を拡充するとともに、「地域経済活性化会議」では「人づくり」ワーキンググループを設置し、国際化に対応した人づくりのための検討などが行われている。

一方、小樽商科大学において、新規事業開発や事業革新あるいは組織改革を目指す一定のビジネス経験を有する社会人などを対象とした夜間大学院が開設されることにより、同大学には新たな知の創造、人材育成、ネットワーク化に関する先導的な役割が期待されているところである。また、規制の特例措置の適用によっては、大学が外に向かって開かれていることが知らしめられ、これによって国内では得難い優秀な人材を外から受け入れることが可能となるものである。

同大学において起業、創業環境が整備されることによっては、技術シーズや顧客ニーズをビジネスプラン化する能力や、企業内の問題を発見し解決策を検討する分析能力を修得した人材が育成、集積されることとなり、留学生の受入によって、国際

的視野を有した人材が確保されることになる。こうした人材が、学内はもとより、両市が進める産学官連携や異業種交流の中で、知的交流を促進し、相互に刺激しあうことによって、知識や情報が再生産されることになる。

これまでも、産学官連携の結果として、札幌市では6社の事業が「共同研究開発チャレンジ補助事業」として採択されたほか、小樽市では「小樽まち育て情報センター」が開設され、さらには同センターによって企業経営者の育成を図ることを目的に「商榑塾」の開講に至っているが、産学官連携など夜間大学院でビジネスに対する実践的、応用的な能力を身に付けた人材との交流によって、今後さらに新しいビジネスモデルの創出が図られ、地域の活性化が期待できる。

小樽商科大学ビジネススクールにおける留学生の受入見込み

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
1年次	5人	5人	7人	7人	8人	8人
2年次	-	5人	5人	7人	7人	8人
計	5人	10人	12人	14人	15人	16人

8 特定事業の名称

508 夜間大学院留学生受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

社会経済情勢や環境の変化に、企業は経営の革新や改善の必要性を認識しながらも具体的に、その方向性をどのように見定めそして実践するのかなど、両市内の企業にとっては大きな課題となっている。

このため、札幌市では、IT（情報通信技術）の分野にウェイトをおき、中小企業経営のIT化を促進させる事業などに積極的に取り組んでいる。また、小樽市では、平成15年6月に小樽商科大学等を含む産学官が連携して地場産業の振興や新産業の創出を図ることを目的とし、「地域経済活性化会議」を設置した。当会議には「観光高度化」、「既存産業活性化」、「人づくり」の3つのワーキンググループを設置し、

それぞれ議論を重ねて、産業振興施策の策定と具体的な事業展開を支援すること
している。

こうした折、小樽商科大学のビジネススクールへの外国人留学生の受入体制が整備
されることにより、学生相互の、さらには地域と学生の交流が活発化し、留学生が
有する様々な知識や経験に基づくアイデアの提供が期待されるとともに、国際的
な視野に立った効率的で効果的な地域活性化策の展開が期待できるものである。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、
実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置

構造改革特別区域計画（別紙）

1 特定事業の名称

- ・夜間大学院留学生受入れ事業（508）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- ・小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職大学院）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

- ・構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

名 称	所 在 地	概 要
<p>国立大学法人 小樽 商科大学 (学長 秋山義昭)</p>	<p>北海道小樽市 緑3丁目5番 21号</p>	<p>小樽商科大学は、1911（明治44） 年5月、官立の小樽高等商業学校として開 校し、92年の歴史を有する、国立大学法 人唯一の商科系単科大学。 永きにわたり、産業の興隆並びに学術・ 文化の発展に貢献。 学生約2,600名、教員約130名、 事務職員約70名 1学部（商学部）・4学科、1研究科（商 学研究科）・2専攻 言語センター、ビジネス創造センター、 国際交流センター など</p>
<p>小樽商科大学ビジ ネススクール (小樽商科大学大学 院商学研究科アント レプレナーシップ専 攻(専門職大学院))</p>	<p>北海道小樽市 緑3丁目5番 21号</p> <p>〔小樽商科大学 札幌サテライ ト 北海道札幌市 中央区北1条 西2丁目 北 海道経済セン タービル内〕</p>	<p>北海道では、初めてのビジネススク ールであり、高度専門職業人の養成を目的 とする専門職大学院として平成16年4 月1日設立された。 北海道の産業構造の転換を担うビジネ スリーダーを育成し、地域経済の活性化 に貢献することを目的とする。 建学以来の教育理念である「商業実 践」、「企業実践」といった実践教育を 特に展開し、アントレプレナーシップ(企 業家精神)に溢れたMBAホルダーを育 成する。 授業形態 ・平日（月曜日～金曜日）は夜間（ 18時30分～21時40分）</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日は終日（１０時３０分～１７時４０分） <p>授業場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日は札幌サテライト ・土曜日は小樽キャンパス <p>教育課程の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本科目、基礎科目、発展科目、実践科目、リサーチ・ワークショップというように基礎から応用へと「積み上げ式」に知識・スキルを習得できる編成となっており、各科目において具体的な企業事例（ケース）、ビジネスプラン作成を取り入れ、実践性を重視した内容。 <p>学生定員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・３５名 <p>学位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和文：経営管理修士（専門職） ・英文：Master of Business Administration（MBA）
--	--	--	--

5 当該規制の特例措置の内容

小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職大学院：ビジネススクール）は、現在、低迷し、長期の閉塞状態にある我が国の経済、特に北海道地域経済の活性化に資するため、産業構造の転換を担うことができるビジネス・スキル及びツールを備えたビジネスリーダーを育成・輩出し、社会に貢献することを目的としている。

アントレプレナーシップ(企業家精神)をベンチャー起業といった狭い意味に限定せず、既存企業内における新規事業開発や企業・自治体等の組織変革など広く「革新」を実行しうる意識及び能力ととらえ、様々な課題に応えるアントレプレナーシップに溢れたMBAホルダーを育成することとしている。

本学のビジネススクールは、地域経済の活性化に貢献することを基本理念として開学されるが、国際競争力を強化する観点からも世界的な標準である米国型ビジネススクールのMBAプログラムを分析・考察し、それを踏まえた世界標準の日本発・次世代型MBAプログラムを開発・活用して教育研究を行うこととしている。

この日本発・次世代型MBAプログラムは、欧米と異なる価値観・社会構造をもつ我が国及びアジア地域に適するMBAプログラムとして開発し、将来的には欧米型MBAプログラムとの比較・検証がなされ、世界のMBAプログラムのスタンダード（世界標準）と成り得るビジネス教育のシステムとして、グローバルな観点から、世界での地域経済にお

ける実践的理論に有効なMBAプログラムとして展開することを構想している。

上記の構想からも、本学ビジネススクールでは、「社会人」、「一般学生」と同列に「留学生」を入学の対象者とし、相当数の優秀な留学生を受け入れる必要がある。

本学ビジネススクールでMBAプログラムを修得した留学生は、母国又は我が国（特に北海道札幌・小樽地域周辺）でのビジネスリーダーとして或いは新規ビジネスを展開する等、その活躍が期待され、さらには母国と本学や我が国経済界とのパイプ役として、社会への経済効果の活性化等への一役を担うこととなることから、より多くの海外の人材を受け入れることが本学ビジネススクールに対して期待されるため、本特例の適用が必要とされる。

また、本学MBAプログラムが国際的に有効なMBAプログラムであるかどうかの試金石ともなる。

本特例が適用されることにより、留学生と日本人学生が講義等において一同に会し、お互いに理論だけではなく、当該国の社会経済や文化等の理解を一層深めるなど相乗効果が期待できるとともに修了生の国際的ネットワークを通じて、地域経済の活性化等に資すると判断される。

本学では、建学以来、教育理念として「実学の実践」と並び「外国語教育」を重視しており、平成3年には言語センターを、平成8年には国際交流センターを設置し、異文化を理解し国際感覚を身につけた人材の育成を図り、併せて、国際交流、国際協力等の国際関係事業を推進することにより国際貢献を果たしてきた。

本学国際交流センター及び事務局国際企画課は、国際関係事業の拠点となっており、国際交流センターラウンジは、留学生と日本人学生との交流の場となっている。

留学生関係事業の成果としては、現在、12カ国17大学と学生交換協定を締結し、留学生数も13カ国79名（学部、大学院等）となっている。

学部留学生の受け入れ状況は次表のとおりであり、この状況は、本学のような小規模単科大学においては、特筆すべき状況である。

（各年度5月1日現在）

年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
人数	45人	58人	57人	77人	67人	64人

（注）外国人研究生、交換留学生及び外国人科目等履修生を含む。

また、本学と学生交換協定を結んでいる関係大学からの留学生に提供している「短期留学プログラム」は、全ての講義が英語で行われ、母国の大学での単位認定が可能となっている。この制度を導入していることも、留学生センターを持たない小規模単科大学では特筆すべきことである。

現在の大学院商学研究科の「留学生」受け入れ状況は、次表のとおりであり、ビジネススクールにおいては、MBAの取得を目的とした相当数の入学志願者が見込まれる。

（各年度5月1日現在）

年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
人数	25人	27人	31人	24人	17人	15人

表の平成10年度以降における出身国の状況は、アジア15カ国、アフリカ2カ国、中東2カ国、ヨーロッパ9カ国、北米2カ国、中南米7カ国、合計35カ国に及ぶ。

さらには、小樽商科大学のキャンパス内に留学生のための宿舎として、国際交流会館(41室)を整備している。

留学生数について、本学のような小規模単科大学においては、特筆すべきことと前記したが、総合大学と比較すれば少ないことは承知している。しかしながら、この少ないことのメリットとして、本学が掲げる教育理念の一つである「少人数による教育の充実」が実施でき、教職員と留学生との関係はフェイス・トゥー・フェイスにある。

留学生の在籍管理等の現状については、以下のとおりである。

国際企画課においては、

留学生の在留資格外活動について、入学時の新入生オリエンテーションにおいて、要件・事務手続き等について周知し、入国管理局への申請手続きについては、事務局が申請の取次をしている。

在留期間の更新について、各留学生の在留期限等を把握の上、更新手続きを失念することのないよう指導を徹底している。

留学生の生活面について、住所、連絡先及びアルバイト先等が記載された留学生名簿を作成し、変更があった場合は速やかに申し出るよう指導するとともに、毎月名簿の更新を行い、留学生との確実な連絡体制の整備を行っている。

その他国際交流センター長、国際交流委員会と連携し、留学生の日常的な指導体制を整備している。

留学生支援のための奨学金制度についての情報提供を行っている。

学務課においては、留学生の修学指導として、一般学生と同様に履修指導教官制度を導入し、成績不良者に対しては、履修指導教官と学務課が連携を図りながら個別の修学指導を行っている。

これらのことは、本特例が適用された場合の夜間大学院留学生に対しても同様である。

本学ビジネススクールの専任教員数は、設置基準を大きく上回る17名(本学の場合、入学定員35名、設置基準の専任教員数は11名)を配置し、カリキュラム、授業科目の充実はもとより、大学院生に対するきめ細かな教育・指導を行う体制となっている。

具体には、履修指導教官制実施要項を制定し、17名の専任教員が1学年2名程度の大学院生を受け持ち、シラバス(授業計画)に教員のメールアドレス及び研究室の電話番号を明示し、日常的に大学院生が各々の学習目標に沿って適切に履修できるよう修学に関する指導及び助言を行うこととしている。

また、メンタルヘルスの面での対応、経済的援助が必要とされる学生への対応については、保健管理センター、学務課と連携していくこととしている。

さらに、国際交流センター、国際企画課との連携を深め、特例適用後の学籍管理等の厳正な実施を図ることとしている。

とりわけ、無断欠席等の場合の呼び出し、資格外活動に対する適切な指導など、留学生

と大学との間の連絡体制の整備はもちろんのこと、国際交流センター、国際企画課との学
内連携によって指導体制を強化するとともに、入国管理局との協力体制を整備するなど、
留学生に対する学籍管理等の厳正な実施を図ることとしている。